

## 登録者倫理規程

### 第1条（目的）

この規程は、大阪ハンドボール協会（以下「本協会」という）に登録する競技者、指導者、審判員、競技役員（以下「登録者」という）に対して禁止される行為を定めることにより、登録者としての責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らし逸脱する行為を行うことを防止することを目的とするものである。

### 第2条（登録者の責務）

登録者は、法令及び本協会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ハンドボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

### 第3条（禁止事項）

登録者は、次に掲げる行為に及んではならない。

- (1) 登録者として著しく品位または名誉を傷つけること
- (2) 選抜された選手等を正当な理由なく大阪代表チームに派遣しないなど、本協会の決定した方針に従わないこと
- (3) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動をとること
- (4) 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること
- (5) 競技における不正を目的として、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受し、又はそれらの者に対し不正を目的とした接触を図ること
- (6) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人の間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (7) 試合・合宿等の交通費及び宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、都道府県ハンドボール協会から承認された招待試合を除く）
- (8) 法令等に違反する行為に及ぶこと
- (9) その他、著しくスポーツマン精神に反する行為に及ぶこと

2 登録者の行為が前項各号に定める行為に当たるか否かの判断に際しては、法令、社会通念、本規程又は本協会が定める他の規程の定めるところによるほか、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」に定める基準に準拠するものとする。

### 第4条（処分）

登録者が前条第1項各号に違反した場合、理事会の決定により、その違反の程度に応じ、注意、嚴重注意、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は無期限の停止、若しくはその他の処分を行う。

- 2 理事会が前項の決定を行う場合、当事者に対し弁明の機会を与えなければならない。また、必要に応じ倫理委員会の意見を聞かなければならない。
- 3 理事会が本条に定める処分を決定する場合の基準は別表に定めるとおりとする。ただし、理事会は別表に定めのない場合、倫理委員会の意見を踏まえ、自らの合理的な判断により処分を決定することができる。

## 附則

1. 本規程は2024年2月20日から施行する。

## 登録者倫理規程 別表

本規程第3条第1項の処分の基準を次の通り定める。

別表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃で生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）  
（第3号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止6ヶ月
被害者が全治1ヶ月未満の傷害を負った	資格停止12ヶ月
暴力、体罰により、 ① 被害者が全治1ヶ月を超える傷害を負った ② 死亡するに至った ③ 重大な後遺障害が残る傷害を負った ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>① 違反行為の態様（故意か過失か、暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響</p> <p>⑤ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）</p> <p>⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨ 被害者の言動、態度等</p> <p>⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者あるいは被害者が複数の場合</li> <li>・傷害の程度が重度な場合</li> <li>・傷害により選手生命が短縮される、スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合</li> <li>・退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合</li> <li>・複数回又は継続的に行われていた場合、等</li> </ul> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真摯に反省している場合</li> <li>・示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</li> </ul>	

別表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動（第3号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 12 ヶ月
暴言を繰り返し、 ① 退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>① 違反行為の態様（故意か過失か・回数や継続性、被害者数等）</p> <p>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響</p> <p>⑤ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧ 被害者の言動、態度等</p> <p>⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者あるいは被害者が多数いる場合</li> <li>・用いられた暴言内容の程度が重い場合</li> <li>・暴言等を行なった期間が長い場合や回数が多い場合</li> <li>・被害者が未成年の場合、等</li> </ul> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真摯に反省している場合</li> <li>・示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</li> </ul> <p><b>【本基準を準用しうる類似事案】</b></p> <p>指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

別表 3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動（第3号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 12 ヶ月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 24 ヶ月
暴力、体罰により、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者の身体的負荷の程度 ⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） ・加害者あるいは被害者が多数いる場合 ・暴言や暴力など他の違反行為も併せて行なった場合 ・被害者が未成年である場合 ・わいせつ行為を行なった期間が長い場合や回数が多い場合、等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） ・真摯に反省している場合 ・示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

別表 4. 指導対象者、関係者等の意に反して行なった、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付・SNS送信、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）（第3号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 12 ヶ月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 24 ヶ月
性的言動を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>① 違反行為の態様（故意か過失か・身体接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響</p> <p>⑤ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧ 被害者の言動、態度等</p> <p>⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者あるいは被害者が多数いる場合</li> <li>・暴言や暴力など他の違反行為も併せて行なった場合</li> <li>・被害者が未成年である場合</li> <li>・性的言動を行なった期間が長い場合や回数が多い場合、等</li> </ul> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真摯に反省している場合</li> <li>・示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</li> </ul>	

別表 5. 指導対象者、関係者等に対し行なった、体力や競技力向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という）（第3号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 12 ヶ月
不適切な指導を繰り返し、 ① 被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な傷害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</li> <li>② 加害者の地位・立場、被害者との関係</li> <li>③ 加害者の人数</li> <li>④ 違反行為による結果や影響</li> <li>⑤ 被害者の身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等）</li> <li>⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</li> <li>⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</li> <li>⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯</li> <li>⑨ 被害者の言動、態度等</li> <li>⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</li> </ol> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行なった場合</li> <li>・ 加害者あるいは被害者が多数いる場合</li> <li>・ 傷害や後遺障害の程度が重度の場合</li> <li>・ 不適切な指導を行なった期間が長い場合</li> <li>・ 選手生命が短縮された場合、等</li> </ul> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真摯に反省している場合</li> <li>・ 示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</li> </ul>	

別表 6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止 12 ヶ月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止 24 ヶ月
不適切な経理処理を行い、 ① 自己の利益を図った ② 刑事処分をされた	資格取消し
<p>&lt;考慮すべき要素&gt;</p> <p>① 違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>② 加害者の地位・立場</p> <p>③ 加害者の人数</p> <p>④ 違反行為による結果や影響</p> <p>⑤ 被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑥ 加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p>&lt;加重・軽減要素の例&gt;</p> <p>○加重要素（処分内容を重くする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行なった場合</li> <li>・ 加害者が多数いる場合</li> <li>・ 被害額の程度が高額な場合</li> <li>・ 不適切な経理処理を行なっていた期間が長い場合、等</li> </ul> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真摯に反省している場合</li> <li>・ 被害の弁償、示談の成立、等</li> </ul>	